

「飯塚市地域公共交通計画（案）」について（概要版）

1. 地域公共交通計画の概要

- (1) 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、法）」第5条に基づく法定計画。
- (2) 地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにするマスタープランとして策定する。
（民間公共交通事業及びコミュニティ交通事業の事業運営・方向性等）
- (3) 地方公共団体が、法定協議会（＝飯塚市地域公共交通協議会）を開催し、協議を行い策定する。
- (4) 地域の既存の公共交通サービスを含む多様な輸送資源の活用による持続可能な輸送サービスの確保。
- (5) 定量的な目標の設定や毎年度の評価などを実施する。

2. 計画策定の必要性

- (1) 当該計画作成が法的に努力義務化（法第5条）。
- (2) 第2次飯塚市地域公共交通網形成計画（計画期間：H30～R4年度）の計画期間がR4年度で終了。
令和5年度以降の本市の公共交通事業に関する方針等を定め、同事業運営を実施、推進する。
- (3) 国庫補助（地域公共交通確保維持改善事業費補助金）の活用条件（幹線補助）。

3. 飯塚市地域公共交通協議会での協議経緯

- (1) R4. 6. 29 計画概要説明
- (2) R4. 10. 13 計画全体構成、基本理念、基本方針、目標の承認
- (3) R4. 12. 1 目標達成のための施策及び評価指標の承認
- (4) R4. 12. 26 計画素案承認

4. 計画書（案）の主な記載内容

- (1) 第1章 計画の概要（計画書1～3P）
 - ◇「2 計画の位置づけ」（市上位関連計画との整合性を確保した公共交通のマスタープラン）
 - ◇「3 計画の対象区域」（飯塚市全域とし、必要に応じて近隣市町も対象）
 - ◇「4 計画の計画期間」（R5～R9年度の5年間）
- (2) 第2章 飯塚市の地域特性と公共交通の現状（計画書4～61P）
- (3) 第3章 上位関連計画の整理（計画書62～68P）
- (4) 第4章 第2次飯塚市地域公共交通網形成計画における目標達成のための取り組み（計画書69～76P）
- (5) 第5章 市民及び事業者の意向調査（計画書77～128P）
 - ◇「1 市民アンケート調査」
 - 対象：18歳以上の市民、回答数：1,000人
 - 主な調査項目：公共交通機関の利用状況、買い物や通院時の移動手段、公共交通の満足度など
 - ◇「2 コミュニティ交通利用者アンケート調査」
 - 対象：コミュニティ交通利用者、回答数：291人
 - 主な調査項目：コミュニティ交通の乗り物毎の利用頻度や満足度など
 - ◇「3 交通事業者ヒヤリング調査」
 - 対象：市内の交通事業者10社
 - 主な調査項目：利用状況、運営状況、利用者からの意見など
- (6) 第6章 飯塚市公共交通の課題（計画書129～131P）
 - ◇「課題1 民間公共交通事業の確保、維持」
 - ◇「課題2 コミュニティ交通の運行・事業運営の効率化」
 - ◇「課題3 民間交通とコミュニティ交通の効果的・効率的な連携」
 - ◇「課題4 利用ニーズへの対応」

(7) 第7章 計画の基本理念及び基本方針（計画書132～138P）

- ◇「1 基本理念及び基本方針」
 - 基本理念 連携と協働による、暮らしを支える持続可能な公共交通体系の構築
 - 基本方針
 - ①活力あるまちづくりを支える公共交通体系の構築
 - ②民間と行政との連携、及び民間と行政並びに地域住民との協働による公共交通体系の構築
 - ③未来につなぐ、持続可能な公共交通事業

◇「2 地域公共交通の位置づけと役割」

民間交通事業者や関係市町との連携及び国庫補助の活用等により持続可能な運行を実施する。

- 広域幹線 鉄道、民間バス（特急）
- 広域（近隣地区間） 民間バス（飯塚・大隈線、上山田線、碓井線）、コミュニティバス宮若・飯塚線
- 地域内幹線 民間バス（飯塚市内線、小竹・天道線）、コミュニティバス筑穂・高田線
- 支線 予約乗合タクシー、エリアワゴン、路線ワゴン

(8) 第8章 計画の目標及び目標達成のための実施施策（計画書139～150P）

- ◇「1 計画の目標」 3つの基本方針に基づいて目標を設定
 - 目標1-1 拠点連携型まちづくりに寄与する公共交通体系の構築
 - 目標1-2 身近な居住環境において日常生活を支える輸送と全市的な移動を担う輸送の確保・維持
 - 目標2-1 民間と行政との交通機関相互の連携、及び民間と行政並びに地域住民との協働による公共交通体系の構築
 - 目標2-2 住民ニーズに対応した多様な輸送手段の実現
 - 目標3-1 民間と行政の役割分担等による効果的・効率的で持続可能な公共交通事業運営
 - 目標3-2 近隣自治体との連携による輸送機能の確保・維持
- ◇「2 実施施策」（計画書140～147P）
- ◇「3 評価指標と評価手法」（計画書148～150P）

▼実施施策、評価指標と評価手法の記載例（抜粋）（148P記載部分）

基本方針	目標	施策	事業	評価指標			評価手法	
				評価指標	令和4年度現況値	目標値	市整理・モニタリング調査	
基本方針1	目標1-2	施策④	活力あるまちづくりを支える公共交通体系の構築					●
			身近な居住環境において日常生活を支える輸送と全市的な移動を担う輸送の確保・維持					
			身近な輸送を支える公共交通の運行実施					
			事業：コミュニティ交通の運行					
				予約乗合タクシー利用者数	42千人/年度	48千人/年度	●	
				エリアワゴン利用者数	31千人/年度	39千人/年度	●	
			事業：民間タクシーの運行支援					
				民間タクシー事業者数	7社	7社	●	

(9) 第9章 計画の達成状況の評価に関する事項（計画書151～152P）

- ◇毎年度単位または5年の計画期間でのPDCAサイクルにより、調査、評価等を実施する。

5. 今後の策定スケジュール（概要）

- 1月 庁議及び部長会議、協働環境委員会（閉会中の付託案件）にて説明
- 2月 市民意見募集（パブリックコメント）実施
- 3月 飯塚市地域公共交通協議会開催、計画の決定